

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
21	慣行の取扱い 第3回(H20.6.26) 提案・確認	2.市の花・木等については、小林市の制定のとおりとする。ただし、野尻町の制定項目は、培ってきた植樹等の活動を考慮し、地域で生かせるよう合併までに調整する。	2.市の花・木等については、小林市の制定のとおりとする。ただし、2町の制定項目は、培ってきた植樹や保護活動等を考慮し、地域で生かせるよう合併までに調整する。			調整内容中「2町」を「野尻町」、「植樹や保護活動等」を「植樹等の活動」にそれぞれ変更する。	2
		3.市章については、小林市のとおりとする。	3.市章については、小林市のとおりとする。				3
		4.市民憲章、市歌については、合併後2年を目処に新市の市民からの公募等により制定する。	4.市民憲章、市歌については、合併後2年を目処に新市市民からの公募等により制定する。				3
		5.市のシンボルマーク・キャッチフレーズについては、小林市の制度等に統一することとし、新市移行後その必要性を含め検討する。また、野尻町のシンボルマーク及びキャッチフレーズについては、当該地域限定として当分の間使用できるものとする。	5.市のシンボルマーク・キャッチフレーズについては、小林市の制度等に統一することとし、新市移行後その必要性を含め検討する。また、高原町、野尻町のシンボルマーク及びキャッチフレーズについては、当該地域限定として当分の間使用できるものとする。			調整内容中「高原町、」を削除する。	3
22	国民健康保険事業の取扱い 第3回(H20.6.26)提案 第4回(H20.7.31)確認	1.保険税賦課割合、保険税率については、合併時に統一する。また、納期は8期とし、暫定賦課・本賦課の時期は、小林市の方式に統一する。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。	1.保険税賦課割合、保険税率については、合併時に統一する。また、納期は8期とし、暫定賦課・本賦課の時期は、小林市の方式に統一する。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。				3
		2.一世帯、一人当たりの保険税については、合併時に統一するよう調整する。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。	2.一世帯、一人当たりの保険税については、合併時に統一するよう調整する。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。				7
		3.出産育児一時金は、小林市の制度等に統一する。	3.出産育児一時金は、小林市の制度等に統一する。				11
		4.葬祭費については、野尻町の制度を適用する。	4.葬祭費については、高原町・野尻町の制度を適用する。			調整内容中「高原町・」を削除する。	11
		5.温泉療養所利用補助は合併時に廃止する。	5.温泉療養所利用補助は合併時に廃止する。				11
		6.あんま・はり・きゅう施術費支給については、補助金額は小林市の制度等に統一し、制限回数については、野尻町の制度等に統一する。	6.あんま・はり・きゅう施術費支給については、補助金額は小林市の制度等に統一し、制限回数については、高原町・野尻町の制度等に統一する。			調整内容中「高原町・」を削除する。	12
		7.人間ドックについては、合併までに、検査内容・補助金額を調整し、合併時に統一する。	7.人間ドックについては、合併までに、検査内容・補助金額を調整し、合併時に統一する。				13
		8.保健事業の執行については、現行どおり、保険税の1%を保健事業に充てる。	8.保健事業の執行については、現行どおり、保険税の1%を保健事業に充てる。				13

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
22	国民健康保険事業の取扱い 第3回(H20.6.26)提案 第4回(H20.7.31)確認	9.国民健康保険運営委員の定数等については、被用者保険等保険者を代表する委員は、現行の小林市に合わせる。国民健康保険医を代表する委員は、小林市の現行どおり西諸医師会から3人、歯科医師団から1人の推薦を受ける。被保険者を代表とする委員4人と公益を代表する委員4人については、地域性を考慮して合併までに選任する。	9.国民健康保険運営委員の定数等については、被用者保険等保険者を代表する委員は、現行の小林市に合わせる。国民健康保険医を代表する委員は、小林市の現行どおり西諸医師会から3人、歯科医師団から1人の推薦を受ける。被保険者を代表とする委員4人と公益を代表する委員4人については、地域性を考慮して合併までに選任する。				14
		10.国民健康保険準備積立基金については、現在の基金保有額の確保に努め、新市に引き継ぐ。	10.国民健康保険準備積立基金については、現在の基金保有額の確保に努め、新市に引き継ぐ。				14
23	介護保険事業の取扱い 第7回(H20.9.25) 提案・確認	1.介護保険料については、合併後の新市の第四期介護保険事業計画に基づき、統一する。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。	1.介護保険料については、合併後の新市の第四期介護保険事業計画に基づき、統一する <u>ように調整する</u> 。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。			調整内容中「ように調整する」を削除する。	6
		2.介護保険料の賦課及び徴収方法については、納期は8期とし、暫定賦課・本賦課の時期は小林市の方式に統一する。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。	2.介護保険料の賦課及び徴収方法については、納期は8期とし、暫定賦課・本賦課の時期は小林市の方式に統一する。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。				8
		3.介護保険準備基金については、現在の基金保有額の確保に努め、新市に引き継ぐ。	3.介護保険準備基金については、現在の基金保有額の確保に努め、新市に引き継ぐ。				11
		4.地域支援事業については、同種の事業については <u>合併時に統合するよう調整することとし</u> 、地域の特性に適合した事業は、そのまま継続する。	4.地域支援事業については、同種の事業については <u>3年を目処に統合するよう調整することとし</u> 、地域の特性に適合した事業は、そのまま継続する。			統合する時期を3年を目処にから合併時に変更する。	12
		5.地域包括支援センターの運営については、 <u>現行のまま、新市に引き継ぐ。</u>	5.地域包括支援センターの運営については、 <u>現行のまま、新市に引き継ぎ、合併後3年を目処に委託方式に統一する。</u>			構成団体に変更となるため、内容を変更する。	15
		6.地域包括支援センター運営協議会の委員数・要綱は、小林市に統一する。ただし、委員の委嘱にあたっては、地域のバランスを考慮するものとする。	6.地域包括支援センター運営協議会の委員数・要綱は、小林市に統一する。ただし、委員の委嘱にあたっては、地域のバランスを考慮するものとする。				15